

10-1-9 廃棄物等

(1) 産業廃棄物及び残土

1) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

(a) 造成等の施工による一時的な影響

a) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・地形等を十分考慮し、事業の実施に伴う土地の改変は最小限にとどめ、工事に伴い発生する土量を低減する。
- ・発生する産業廃棄物は、可能な限り工場製作・組立品の割合を増やし、現地工事により発生する廃棄物の減量化に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき、再資源化を図ることにより最終処分量を低減する。
- ・発生した産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）に基づき、種類ごとに産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処分する。
- ・伐採木、木くず（型枠・丁張残材）については、中間処理施設に持ち込み、全量を有効利用する。
- ・工事で発生した残土は既設の土捨場（他業者）において土、砂、砂利等に分類を行い、土捨場の業者によって有効利用してもらう。
- ・定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。

b) 予測

(7) 予測地域

対象事業実施区域とした。

(4) 予測対象時期

工事期間中とした。

(ウ) 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測した。

(I) 予測結果

工事に伴い発生する廃棄物は、コンクリートくず、廃プラスチック類、ダンボール等の紙くず、木くず、伐採木、金属くず及びアスファルト殻があげられ、それらの発生量及び処理方法は、表 10-1-9-1 に示したとおりである。

表 10-1-9-2 に示すように、切土による発生土量約 193.0 千 m³のうち約 175.5 千 m³は盛土に利用し、約 17.5 千 m³が残土として発生する計画である。

表 10-1-9-1 工事に伴い発生する廃棄物の種類及び量

種類	発生量 (t)	有効利用量 (t)	処分量 (t)	処理方法
コンクリートくず	約 60	約 60	約 0	再生材としてリサイクル
廃プラスチック類	約 10	約 0	約 10	中間処理施設にて破砕
紙くず	約 10	約 0	約 10	中間処理施設にて破砕
木くず(型枠・丁張残材)	約 10	約 10	約 0	中間処理施設にてチップ化して有効利用
伐採木	約 2,396*	約 2,396*	約 0	中間処理施設にてチップ化して有効利用
金属くず	約 20	約 20	約 0	業者へ引き渡し
アスファルト殻	約 30	約 30	約 0	再生材としてリサイクル
合計	約 2,536	約 2,516	約 20	

表 10-1-9-2 土地の改変面積及び土量バランス

土量バランス(千 m ³) (準備書時)			土量バランス(千 m ³) (評価書時)		
発生土量	利用土量	残土量	発生土量	利用土量	残土量
切土	盛土		切土	盛土	
447	36	411	193.0	175.5	17.5

注 1：土量は、ほぐし土では無く地山の体積を基に算出した。

注 2：当該地から発生した残土は既設の土捨場（他業者）に運搬し、有効利用する計画である。

*木くず(伐採木)のトン数は、伐採面積 13.9ha、平均樹高 10m と設定し、下記計算式より算出した。計算式、原単位及び地上部に対する地下部の割合については、環境省資料「平成 23 年度 計画段階配慮書技術手法（大気環境等）調査業務（平成 24 年 3 月）」から引用した。

伐採木材量(t) = 地上部伐採木材量(t) + 地下部の木材量(t)

地上部伐採木材量(t) = 伐採面積 (ha) × 平均樹高(m) × 地上部の現存量密度の原単位(kg/m³) × 10

地下部の木材量(t) = 地上部伐採木材量(t) × 地上部に対する地下部の割合

地上部の現存量密度の原単位(kg/m³) = 1.3、地上部に対する地下部の割合 = 0.33(地上部の 1/3)

c) 評価の結果

(7) 環境影響の回避、低減に係る評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量を低減するための環境保全措置は以下のとおりである。

- ・地形等を十分考慮し、事業の実施に伴う土地の改変は最小限にとどめ、工事に伴い発生する土量を低減する。
- ・発生する産業廃棄物は、可能な限り工場製作・組立品の割合を増やし、現地工事により発生する廃棄物の減量化に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき、再資源化を図ることにより最終処分量を低減する。
- ・発生した産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）に基づき、種類ごとに産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処分する。
- ・伐採木、木くず（型枠・丁張残材）については、中間処理施設に持ち込み、全量を有効利用する。
- ・工事で発生した残土は既設の土捨場（他業者）において土、砂、砂利等に分類を行い、土捨場の業者によって有効利用してもらう。
- ・定期的に会議等を行い、上記の環境保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底する。

これらの措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

(4) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

工事の実施による産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき建設資材の再資源化等に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）に基づき適正に処理するとともに、可能な限り有効利用により廃棄物の排出を抑制する計画である。

また、平成 28 年 3 月に策定された「第 5 次青森県環境計画」によると、開発事業等における資源循環や廃棄物適正処理に係る配慮として、

- ・開発事業に伴って発生が見込まれる廃棄物の性状を踏まえ、発生抑制、減量化、再利用及び再生利用などに努める。
- ・開発事業等に伴って発生した廃棄物の処理を委託する場合は、周辺の廃棄物処理業者の状況などを適切に把握し、再利用を行う処理業者への委託に努める。

等と記載されている。本事業では事業の実施に伴う発生廃棄物の減量化に努め、再資源化を図る計画としていることから、これら国や地方公共団体による基準又は目標に整合するものと評価する。